

JAにいかっぷから 町民の皆様へのお知らせ

JAにいかっぷの業務運営につきまして、日頃より格別のお引き立ていただきありがとうございます。

現在、当JAでは各種事業(管理・信用・共済・購買・販売・営農指導等)を展開しておりますが、この度、その中の信用事業(貯金・貸出金等)についてJA北海道信連へ譲渡し、令和2年1月14日(火)からJA北海道信連の代理店として営業することとなりましたので、今後とも引き続きご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ先

JAにいかっぷ 貯金共済課(令和2年1月10日まで)

貯金課(令和2年1月14日以降)

TEL:(代表)0146-47-3111

【お問い合わせ時間/平日9時~15時】

役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

その3

町民生活課からのお知らせ

～チャイルドシート購入費用の助成～

町では、乳幼児の安全を確保するため、チャイルドシート及びジュニアシートの購入費用の助成を行っています。

○助成額

- ・チャイルドシート 購入費用の2分の1(上限15,000円)
- ・ジュニアシート 購入費用の2分の1(上限5,000円)

○必要書類

- ①申請書 ②領収証(レシートなど) ③製品名・製品番号などを確認できる書類(保証書など) ④預金通帳 ⑤印鑑

○その他

お孫さんの帰省などのために、短期的貸与も行っていきます。

～どさんこ・子育て特典カードの有効期限～

北海道では、妊娠・出産、子育てを支える環境づくりを推進するため、事業者と行政の協働により、妊娠中の方や小学生までの子どもがいる世帯に買物などの際に商品の割引特典サービスを提供し、子育て世帯を応援しています。

現在、発行済のカードに、有効期限が「平成32年3月末」と記載されていますが、期限が過ぎた後もそのままご利用が可能です。

なお、新たに交付を希望される方は、下記の交付場所でお受取下さい。

○対象世帯

新冠町在住の妊娠中の方、小学生までの子どもがいる世帯

○使用方法

買い物や施設などを利用する際に特典カードを提示することで、さまざまなサービスが受けられます。

○使用店舗等

道内外の各地で利用が可能です。詳しくは、北海道ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/ikuji/dosanko.html>

○交付場所 町民生活課2番窓口

※母子手帳やお子さんの健康保険証などをお持ち下さい。

～リチウムイオン電池の分別のお願い～

リチウムイオン電池は、破損や変形により発熱や発火する危険性があり、全国的に火災が発生しています。

主に小型家電で排出される、スマートフォン、デジタルカメラ、モバイルバッテリー、加熱式タバコ、コードレス掃除機、ノートパソコンなどに内蔵されています。

これらの製品を排出する場合は、必ず内蔵バッテリーを取り外し、バッテリーは別途家電販売店などへ引渡して下さい。また、小型家電回収ボックスの中に対象品以外のもの「乾電池、CD、DVD、小型TV」が入っていることがあります。これらの投入は絶対にやめて下さい。

～不法投棄禁止について～

ごみの不法投棄は犯罪です。5年以下の懲役、若しくは1千万円以下の罰金又は併科が科せられます。さらに、法人などの場合は、1億円以下の罰金が科せられます。たとえ所有地であっても不法投棄となります。

町で定められたごみの分別により適切に排出しましょう。

～資源ごみ、粗大ごみの無断持去りについて～

資源ごみの持去りが町内で数件確認されています。また、粗大ごみについても、排出者から収集前に無くなっているとの問合せがあります。

排出者から不信に思われる前に、必ず一言断りを入れるなどの最低限の配慮をして下さい。

場合によっては、窃盗となる場合がありますので注意して下さい。

～野外焼却(野焼き)禁止について～

廃棄物の野外焼却は、「例外」を除き原則、廃棄物の処理および清掃に関する法律で禁止されています。

違反者は5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金又は両方が科せられます。さらに法人は両罪規定(違反した従業員とともに法人も罰する規定)で1億円以下の罰金が科せられますので絶対やめましょう。

例外として農家の火入れ(枯草焼き、稲わら焼き)などの野焼きは認められております。火入れの申し込みは、役場産業課への事前の届け出が必要です。

●問い合わせ：町民生活課町民生活グループ ☎0146・47・2112